

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年11月24日(2006.11.24)

【公表番号】特表2006-515628(P2006-515628A)

【公表日】平成18年6月1日(2006.6.1)

【年通号数】公開・登録公報2006-021

【出願番号】特願2006-501063(P2006-501063)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/551	(2006.01)
A 6 1 P	25/18	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/24	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
A 6 1 P	27/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/5513	(2006.01)
A 6 1 K	31/5375	(2006.01)
A 6 1 K	31/4468	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/551
A 6 1 P	25/18
A 6 1 K	45/00
A 6 1 P	25/24
A 6 1 P	25/28
A 6 1 P	25/04
A 6 1 P	27/06
A 6 1 K	31/5513
A 6 1 K	31/5375
A 6 1 K	31/4468
A 6 1 P	43/00
	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月3日(2006.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

N-デスマチルクロザピンを含む精神病を改善するための薬剤。

【請求項2】

ヒトへの投与に適する、請求項1の薬剤。

【請求項3】

単回用量として投与される、請求項1の薬剤。

【請求項4】

複数回用量として投与される、請求項1の薬剤。

【請求項5】

さらに追加の治療剤を含む、請求項1の薬剤。

【請求項6】

前記追加の治療剤が、選択的セロトニン再取り込み阻害剤、ノルエピネフリン再取り込み阻害剤、ドーパミンアゴニスト、抗精神病剤、およびインバースセロトニン2Aアゴニストからなる群より選択される、請求項5の薬剤。

【請求項7】

N-デスマチルクロザピンを含む情動障害を改善するための薬剤。

【請求項8】

ヒトへの投与に適する、請求項7の薬剤。

【請求項9】

情動障害がうつ病である、請求項7の薬剤。

【請求項10】

情動障害が躁病である、請求項7の薬剤。

【請求項11】

単回用量として投与される、請求項7の薬剤。

【請求項12】

複数回用量として投与される、請求項7の薬剤。

【請求項13】

さらに追加の治療剤を含む、請求項7の薬剤。

【請求項14】

前記追加の治療剤が、選択的セロトニン再取り込み阻害剤、ノルエピネフリン再取り込み阻害剤、ドーパミンアゴニスト、抗精神病剤、およびインバースセロトニン2Aアゴニストからなる群より選択される、請求項13の薬剤。

【請求項15】

N-デスマチルクロザピンを含む痴呆を改善するための薬剤。

【請求項16】

ヒトへの投与に適する、請求項15の薬剤。

【請求項17】

単回用量として投与される、請求項15の薬剤。

【請求項18】

複数回用量として投与される、請求項15の薬剤。

【請求項19】

痴呆が認知障害として現れる、請求項15の薬剤。

【請求項20】

痴呆が行動障害として現れる、請求項15の薬剤。

【請求項21】

さらに追加の治療剤を含む、請求項15の薬剤。

【請求項22】

前記追加の治療剤が、選択的セロトニン再取り込み阻害剤、ノルエピネフリン再取り込み阻害剤、ドーパミンアゴニスト、抗精神病剤、およびインバースセロトニン2Aアゴニストからなる群より選択される、請求項21の薬剤。

【請求項23】

N-デスマチルクロザピンを含む神経因性疼痛を改善するための薬剤。

【請求項24】

ヒトへの投与に適する、請求項23の薬剤。

【請求項25】

単回用量として投与される、請求項23の薬剤。

【請求項26】

複数回用量として投与される、請求項23の薬剤。

【請求項27】

さらに追加の治療剤を含む、請求項 2 3 の薬剤。

【請求項 2 8】

前記追加の治療剤が、選択的セロトニン再取り込み阻害剤、ノルエピネフリン再取り込み阻害剤、ドーパミンアゴニスト、抗精神病剤、およびインバースセロトニン2Aアゴニストからなる群より選択される、請求項 2 7 の薬剤。

【請求項 2 9】

N-デスマチルクロザピンを含む緑内障の症状を改善するための薬剤。

【請求項 3 0】

ヒトへの投与に適する、請求項 2 9 の薬剤。

【請求項 3 1】

単回用量として投与される、請求項 2 9 の薬剤。

【請求項 3 2】

複数回用量として投与される、請求項 2 9 の薬剤。

【請求項 3 3】

緑内障の症状が、眼内圧の上昇、視神経損傷、および視野狭窄からなる群より選択される、請求項 2 9 の薬剤。

【請求項 3 4】

さらに追加の治療剤を含む、請求項 2 9 の薬剤。

【請求項 3 5】

前記追加の治療剤が、選択的セロトニン再取り込み阻害剤、ノルエピネフリン再取り込み阻害剤、ドーパミンアゴニスト、抗精神病剤、およびインバースセロトニン2Aアゴニストからなる群より選択される、請求項 3 5 の薬剤。

【請求項 3 6】

医薬有効量のN-デスマチルクロザピンと追加の治療剤とを含む医薬組成物。

【請求項 3 7】

前記追加の治療剤が、選択的セロトニン再取り込み阻害剤、ノルエピネフリン再取り込み阻害剤、ドーパミンアゴニスト、抗精神病剤、およびインバースセロトニン2Aアゴニストからなる群より選択される、請求項 3 6 の組成物。

【請求項 3 8】

抗精神病剤が、フェノチアジン類、フェニルブチルピペラジン類、デベンザピン類、ベンゾイソキシジル類、およびリチウムの塩からなる群より選択される、請求項 3 7 の組成物。

【請求項 3 9】

抗精神病剤が、クロルプロマジン (Thorazine (登録商標))、メソリダジン (Serentil (登録商標))、プロクロルペラジン (Compazine (登録商標))、チオリダジン (Mellaril (登録商標))、ハロペリドール (Haldol (登録商標))、ピモジド (Orap (登録商標))、クロザピン (Clozaril (登録商標))、ロクサピン (Loxitane (登録商標))、オランザピン (Zyprexa (登録商標))、クエチアピン (Seroquel (登録商標))、レスペリドン (Resperidal (登録商標))、ジプラシドン (Geodon (登録商標))、炭酸リチウム、アリビプラゾール (アビリファイ)、クロザピン、クロザリル、コンパジン、エトラホン、ジオドン、ハルドール、イナプシン、ロキシタン、メラリル、モバン、ナーベン、オランザピン (ジプレキサ)、オーラップ、パーミチル、プロリキシン、フェネルガン、クエチアピン (セロクエル)、レグラン、リスパダール、セレンチル、セロクエル、ステラジン、タラクタン、ソラジン、トリアビル、トリラホン、ジプレキサ、およびそれらの医薬的に許容できる塩からなる群より選択される、請求項 3 7 の組成物。

【請求項 4 0】

選択的セロトニン再取り込み阻害剤が、フルオキセチン、フルボキサミン、セルトラリン、パロキセチン、シタロプラム、エシタロプラム、シブトラミン、デュロキセチン、ベンラファキシン、ならびにそれらの医薬的に許容できる塩およびプロドラッグからなる群より選択される、請求項 3 7 の組成物。

**【請求項 4 1】**

ノルエピネフリン再取り込み阻害剤が、チオニソキセチンおよびレボキセチンからなる群より選択される、請求項 3 7 の組成物。

**【請求項 4 2】**

ドーパミンアゴニストが、スマトリプタン、アルモトリプタン、ナラトリプタン、フロバトリプタン、リザトリプタン、ゾミトリプタン、カベルゴリン、アマンタジン、リスリド、ペルゴリド、ロピニロール、プラミペキソール、およびプロモクリプチンからなる群より選択される、請求項 3 7 の組成物。

**【請求項 4 3】**

インバースセロトニン2AアゴニストがN-(1-メチルピペリジン-4-イル)-N-(4-フルオロフェニルメチル)-N'-(4-(2-メチルプロピルオキシ)フェニルメチル)カルバミドである、請求項 3 7 の組成物。

**【請求項 4 4】**

N-デスマチルクロザピンを含む認知障害を改善するための薬剤。

**【請求項 4 5】**

対象がヒトである、請求項 4 4 の薬剤。

**【請求項 4 6】**

さらに追加の治療剤を含む、請求項 4 4 の薬剤。

**【請求項 4 7】**

前記追加の治療剤が、選択的セロトニン再取り込み阻害剤、ノルエピネフリン再取り込み阻害剤、ドーパミンアゴニスト、抗精神病剤、およびインバースセロトニン2Aアゴニストからなる群より選択される、請求項 4 6 の薬剤。

**【請求項 4 8】**

前記認知障害が、幻覚、妄想、思考障害、行動障害、攻撃、自殺傾向、躁病、快感消失、感情鈍麻、情動障害、うつ病、躁病、痴呆、神経因性疼痛、緑内障、および前記状態の任意の2以上からなる群より選択される、請求項 4 4 の薬剤。

**【請求項 4 9】**

前記薬剤が、単回投与で認知障害を改善するのに十分な投与量のN-デスマチルクロザピンを含む、請求項 4 4 の薬剤。

**【請求項 5 0】**

前記薬剤が、複数回の投与で認知障害を改善するのに十分な投与量のN-デスマチルクロザピンを含む、請求項 4 4 の薬剤。

**【請求項 5 1】**

N-デスマチルクロザピンを含む、M1ムスカリ受容体の活性レベルを増加させることが有益である状態の少なくとも1つの症状を改善するための薬剤。

**【請求項 5 2】**

対象がヒトである、請求項 5 1 の薬剤。

**【請求項 5 3】**

さらに追加の治療剤を含む、請求項 5 1 の薬剤。

**【請求項 5 4】**

前記追加の治療剤が、選択的セロトニン再取り込み阻害剤、ノルエピネフリン再取り込み阻害剤、ドーパミンアゴニスト、抗精神病剤、およびインバースセロトニン2Aアゴニストからなる群より選択される、請求項 5 3 の薬剤。

**【請求項 5 5】**

前記状態が、幻覚、妄想、思考障害、行動障害、攻撃、自殺傾向、躁病、快感消失、感情鈍麻、情動障害、うつ病、躁病、痴呆、神経因性疼痛、緑内障、および前記状態の任意の2以上からなる群より選択される、請求項 5 1 の薬剤。

**【請求項 5 6】**

前記薬剤が、単回投与でM1ムスカリ受容体の活性レベルを増加させるのに十分な投与量のN-デスマチルクロザピンを含む、請求項 5 1 の薬剤。

**【請求項 5 7】**

前記薬剤が、複数回の投与でM1ムスカリン受容体の活性レベルを増加させるのに十分な投与量のN-デスマチルクロザピンを含む、請求項 5 1 の薬剤。